三　次に掲げる要件の全てに該当する部分対象外国関係会社（一又は二以上の外国金融機関の株式等を有するものに限るものとし、前二号のいずれかに該当するものを除く。）

イ　その本店所在地国の法令に準拠して専ら外国金融機関の経営管理等及び前二号のいずれかに該当する部分対象外国関係会社（その発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を有するものに限る。以下この号において同じ。）の経営管理等を行つていること。

ロ　その本店所在地国においてその役員又は使用人が外国金融機関の経営管理及び前二号のいずれかに該当する部分対象外国関係会社の経営管理を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していること。

ハ　当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている(1)に掲げる金額の(2)に掲げる金額に対する割合が百分の七十五を超えること。

(1)　その有する外国金融機関の株式等及び前二号に掲げる部分対象外国関係会社の株式等の帳簿価額の合計額

(2)　その総資産の帳簿価額から外国金融機関及び前二号に掲げる部分対象外国関係会社に対する貸付金の帳簿価額を控除した残額

2　前項において、発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されているかどうかの判定は、同項の一の連結法人の部分対象外国関係会社に係る直接保有株式等保有割合（当該一の連結法人の有する外国法人の株式等の数又は金額が当該外国法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）と当該一の連結法人の当該部分対象外国関係会社に係る間接保有株式等保有割合（当該一の連結法人の外国法人を通じて間接に有する他の外国法人の株式等の数又は金額が当該他の外国法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）とを合計した割合により行うものとする。

3　第三十九条の百十四第三項の規定は、前項に規定する間接に有する他の外国法人の株式等の数又は金額の計算について準用する。この場合において、同条第三項中「外国関係会社（同条第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、同項第一号中「外国関係会社」とあるのは「外国法人」と、「連結法人等」とあるのは「一の連結法人」と、「いい、当該発行法人と居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある場合には、零とする」とあるのは「いう」と、同項第二号中「外国関係会社」とあるのは「外国法人」と、「連結法人等」とあるのは「一の連結法人」と読み替えるものとする。

第三十九条の百十七　法第六十八条の九十第五項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、外国関係会社（同条第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。次項において同じ。）の各事業年度の所得に対して課される租税の額を当該所得の金額で除して計算した割合とする。

2　前項に規定する割合の計算については、次に定めるところによる。

一　前項の所得の金額は、外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、その本店所在地国の外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この節において同じ。）に関する法令（当該外国法人税に関する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる外国法人税に関する法令をいう。以下この項において「本店所在地国の法令」という。）の規定により計算した所得の金額に当該所得の金額に係るイからホまでに掲げる金額の合計額を加算した金額から当該所得の金額に係るへに掲げる金額を控除した残額とする。

イ　その本店所在地国の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額（支払を受ける配当等の額を除く。）

ロ　その支払う配当等の額で損金の額に算入している金額

ハ　その納付する外国法人税の額で損金の額に算入している金額

ニ　その積み立てた保険準備金の額のうち損金の額に算入している金額で法第五十七条の五又は第五十七条の六の規定の例によるものとした場合に損金の額に算入されないこととなる金額に相当する金額

ホ　その積み立てた保険準備金（法第五十七条の五又は第五十七条の六の規定の例によるものとした場合に積み立てられるものに限る。）につき益金の額に算入した金額がこれらの規定の例によるものとした場合に益金の額に算入すべき金額に相当する金額に満たない場合におけるその満たない部分の金額

へ　その還付を受ける外国法人税の額で益金の額に算入している金額

二　前項の租税の額は、外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、その本店所在地国又は本店所在地国以外の国若しくは地域において課される外国法人税の額（その本店所在地国の法令により当該外国関係会社が納付したものとみなしてその本店所在地国の外国法人税の額から控除されるものを含むものとし、前号イに掲げる所得の金額から除かれるその本店所在地国以外の国又は地域に所在する法人から受ける配当等の額に対して課されるものを除く。）とする。

三　その本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合には、前号の外国法人税の額は、これらの税率をこれらの税率のうち最も高い税率であるものとして算定した外国法人税の額とすることができる。

四　前項の所得の金額がない場合又は欠損の金額となる場合には、同項に規定する割合は、その行う主たる事業に係る収入金額（当該収入金額が第一号イに掲げる所得の金額から除かれる配当等の額である場合には、当該収入金額以外の収入金額）から所得が生じたとした場合にその所得に対して適用されるその本店所在地国の外国法人税の税率に相当する割合とする。

第三十九条の百十七の二の見出し中「連結法人に係る特定外国子会社等の」を削り、同条第一項中「第六十八条の九十第四項各号列記以外の部分」を「第六十八条の九十第六項各号列記以外の部分」に、「同項に規定する特定外国子会社等（以下この条において「特定外国子会社等」という。）を「部分対象外国関係会社（同条第六項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社をいう。以下この条（第八項第三号を除く。）において同じ。」に、「第六十八条の九十第四項に」を「第六十八条の九十第六項に」に改め、「当該特定外国子会社等の当該各事業年度終了の時における発行済株式等のうちに」を削り、「有する当該特定外国子会社等の第三十九条の百十六第二項第一号」を「当該部分対象外国関係会社に係る第三十九条の百十四第二項第一号」に、「請求権勘案保有株式等の占める割合」を「請求権等勘案合算割合」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第六十八条の九十第六項第一号に規定する政令で定める剰余金の配当等の額は、部分対象外国関係会社が同号イ又はロに掲げる法人から受ける剰余金の配当等（同号に規定する剰余金の配当等をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の全部又は一部が当該法人の本店所在地国の法令において当該法人の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている場合におけるその受ける剰余金の配当等の額とする。

第三十九条の百十七の二第三項中「第六十八条の九十第四項第一号に規定する政令」を「第六十八条の九十第六項第一号に規定する政令」に、「、特定外国子会社等」を「、部分対象外国関係会社」に改め、同項第一号中「特定外国子会社等」を「部分対象外国関係会社」に改め、同項第二号中「特定外国子会社等」を「部分対象外国関係会社」に、「法第六十八条の九十第四項第一号」を「剰余金の配当等の額（法第六十八条の九十第六項第一号」に、「に係る」を「をいう。）に係る」に改め、同条第四項から第八項までを次のように改める。

4　法第六十八条の九十第六項第一号イに規定する政令で定める要件は、他の法人の発行済株式等のうちに部分対象外国関係会社が保有しているその株式等の数若しくは金額の占める割合又は当該他の法人の発行済株式等のうちの議決権のある株式等の数若しくは金額のうちに当該部分対象外国関係会社が保有している当該株式等の数若しくは金額の占める割合のいずれかが百分の二十五以上であり、かつ、その状態が当該部分対象外国関係会社が当該他の法人から受ける剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日（当該剰余金の配当等の額が法人税法第二十四条第一項に規定する事由に係る財務省令で定める剰余金の配当等の額である場合には、同日の前日。以下この項において同じ。）以前六月以上（当該他の法人が当該確定する日以前六月以内に設立された法人である場合には、その設立の日から当該確定する日まで）継続していることとする。